明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（五七）　三
○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（五八）　八
○電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（五九）　九
○電波法の一部を改正する法律（六〇）　一四
〔政令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（一五九）　一四
○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一六〇）　一五
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令（一六一）　一五
○東日本大震災に伴う中央建設工事紛争審査会による紛争処理に係る申請手数料の特例に関する政令（一六二）　一五
〔省令〕
○電気使用制限等規則の全部を改正する省令（経済産業二八）　一六
〔告示〕
○使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等を指定する件（経済産業一二六）　二七

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五七号）（内閣府本府）

1　定義

公共施設等として、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）を追加することとした。（第二条関係）

2　基本方針等

内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならないものとし、決定があったときは、基本方針を公表することとした。（第四条関係）

3　実施方針の策定の提案

㈠　特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができることとした。

㈡　提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、その結果を当該民間事業者に通知しなければならないこととした。（第五条の二関係）

4　欠格事由

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人、公共施設等運営権を取り消され（公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき等の場合に限る。）、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人等は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができないこととした。（第七条の二関係）

5　技術提案

㈠　公共施設等の管理者等は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならないこととした。

㈡　技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定を準用することとした。（第七条の三関係）

6　実施方針の策定の見通し等の公表

公共施設等の管理者等は、当該年度の実施方針の策定の見通し及び事業契約の内容を公表しなければならないこととした。（第一〇条の二関係）

7　公共施設等運営権

㈠　公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができることとした。（第一〇条の三関係）

㈡　公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者（公共施設等の建設等を行っていない公共施設等運営権者に限る。）から、当該建設等に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収できることとした。（第一〇条の七関係）

㈢　公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等と、公共施設等運営権実施契約を締結しなければならないこととした。（第一〇条の九関係）

㈣　公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとするとともに、利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとし、あらかじめ公共施設等の管理者等に届け出なければならないこととした。（第一〇条の一〇関係）

㈤　公共施設等運営権は、物権とみなし、不動産に関する規定を準用することとした。（第一〇条の一一関係）

㈥　公共施設等運営権は、譲渡、抵当権等の目的となるほか、権利の目的となることができないこととした。（第一〇条の一二関係）

㈦　公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転できないこととした。

㈧　公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更等は、公共施設等運営権登録簿に登録することとした。（第一〇条の一四関係）